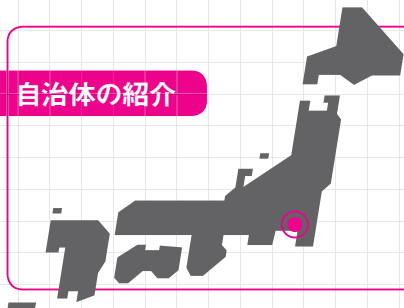


番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO. **05**
世田谷区

自治体の紹介



▶人口：873,248人（平成26年9月現在）
▶面積：58.08km²

各自治体ごとに状況異なるため、番号制度導入に向けた作業内容も様々だが、今回は、東京23区の中で最大の人口規模を誇る世田谷区に、都市部における取組み状況をご説明いただいた。

世田谷区における社会保障・税番号制度の検討について

世田谷区地域行政部共通番号制度準備担当課

1 専管組織立ち上げと検討体制

当区は人口80万人を超え、番号制度導入による事務への影響は広範囲にわたり、量的な対応が必要になります。そこで、平成25年9月に地域行政担当部に専管組織として、共通番号制度準備担当課を設け、導入準備に取り掛かりました。

導入準備にあたっては、領域を超えた検討組織として「番号制度導入検討会」を設け、各部の庶務担当の課長をメンバーとした「調整会議」の下に、①システム分科会、②住基分科会、③個人情報保護分科会、④保健福祉分科会、⑤災害対策分科会を設置しています。

2 調査と方針決定

(1) 影響調査、庁内周知

平成25年11月に庁内のすべての業務を対象に影響調査を、26年1月～3月にヒヤリングを実施しました。

調査項目は、①申請に伴う証明書の種類、②システムの状況、③「主務省令の整理」等に対応する事務の確認、④区発行のカード、などです。

検討体制を充実させるため、職員対象の説明会を、

25年7月と11月に行い、26年4月には異動した職員向けに再実施しました。

国からの通知等、庁内での共有が必要な情報は、職員向け専用サイトを設け周知を図っています。

(2) 方針の決定

当区では、検討を進めるうち、目指す方向性が定まりにくく、なかなか決定できないという問題が生じてきました。そこで、26年6月に、区長を本部長とし部長級で構成する「地域行政推進本部」を組織し、検討を開始しました。

本部で決定した方針は、「適確な個人情報保護を前提に、必要な措置を講じるとともに、個人情報保護を最優先に対応する。その上で、最大限、番号制度を活用し、区民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る」というものです。また、総合窓口の創設の検討も行うこととなりました。

方針は、26年8月20日に依命通達で、庁内に周知し、庁内の検討が進めやすくなりました。

本部での検討内容は、26年8月20日に中間報告をまとめ、今年度末には、26年度の検討結果の報告書を作成する予定です。

(3) 検討項目と状況

①法定事務等の整理

現時点では、国からの省令等の情報待ちの状況ですが、主務省令の整理として示されている情報等を基に、法定事務の特定や、中間サーバーへの情報提供元の絞り込みなどを行っています。

②条例利用事務

条例で定める事務については、区独自事務選定の他に、システム上の連携情報の調査が必要です。

また、地方自治体固有の課題としては、一つの窓口やシステムで法定事務とそれ以外の事務を混在して扱うことが想定されるため、実際の運用に則したアクセス制限又は条例対応を行い、職員が誤って特定個人情報を利用してしまわない環境を整備する必要があります。

業務システムに個人番号を記録しなくても、特定個人情報保護評価指針の「既存番号で管理するが個人番号に紐づく事務」にあたる場合、特定個人情報ファイルに該当するため、考え方の整理が必要です。

さらに当区では、申請時に区内の住民票、税などの証明書を求めている事務は、原則として条例で利用事務と規定し、28年1月から証明書等の添付書類の削減を図ります。

また、災害対策・防災の事務への活用についても、検討を始めています。

③個人情報保護評価 (PIA)

当区の全項目評価に該当する事務は五つです。特定個人情報保護評価規則・指針を受け、6月から関係所管課に依頼し全事務の評価書の仮作成を行い、現在、最終調整に入っています。

パブリックコメントにより区民意見を聴取し、情報公開・個人情報保護審議会で第三者点検を行い、26年度内にすべての保護評価を終える予定です。

特定個人情報保護評価は、定期的な見直しや必要に応じ再評価を行う必要があるため、「一度実施して終わり」ではありません。次年度以降のため、事務要領の作成などが必要です。また、評価書に記載

するリスク対策には、監査やセキュリティチェック体制等の具体的検討が不可欠です。

④システムの対応

システム上のセキュリティについては、操作をする者に対するアクセス制御など、対策強化を図っていきます。

また、今後整備されるマイ・ポータルについても、プッシュ型サービスなど区民サービスの向上につながるため、最適な活用を検討していきます。

⑤個人番号カードの普及、利活用

個人番号カードの交付は、当面の目標として、交付当初から3年間で30万枚を目指します。カードが魅力あるものとなるよう、証明書のコンビニ交付や印鑑登録証への一体化を進めるほか、IC利用領域の活用を検討します。制度開始時の対応としては、新規交付専用の臨時窓口と、コールセンターの設置を検討しています。

⑥広報

制度の仕組みが複雑なため、区民の方へは段階を踏み、丁寧に制度周知を図っていきます。今年11月には、区広報紙特集号で制度の周知とパブリックコメントを実施する予定です。

⑦総合窓口の創設

番号制度による、横断的な行政情報の利用を活かして、新たに総合窓口の設置を目指します。具体的なあり方について、検討体制を設け、検討を進めているところです。

3 今後の課題

地方自治体には、固有の課題が多いことから、周辺の自治体などと定期的に情報を共有し、共に課題検討を行うことが有効と思われます。

制度施行後も、法定利用事務の改正等が想定されるほか、条例、PIA、システム運用等について継続的に対応していく体制が必要です。

番号制度は、施行後3年で見直しが予定され、技術的な進展も想定されることから、今後も、長期的な視点でさらなる検討を継続していきます。